

別添6

原議保存期間 1年未満
(令和2年12月31日まで)

各管区警察局広域調整部広域調整担当課長
警視庁生活安全部生活環境課長 殿
各道府県警察本部生活安全部長
(参考送付)
警察大学校生活安全教養部長

事務連絡
令和元年12月6日
警察庁生活安全局保安課理事官

指定管理鳥獣捕獲等事業に係る猟銃用火薬類無許可譲受票の取扱いについて
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）第11条の規定により、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の一部が改正され、火薬類の譲受けにおいて都道府県公安委員会の許可が不要となる場合として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の2第8項に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等であって装薬銃を使用するものが、鳥獣の捕獲をする目的で内閣府令で定める数量以下の火薬類を譲り受ける場合が追加されたところ、当該火薬類の譲受けに用いる猟銃用火薬類無許可譲受票の取扱いについては、環境省、経済産業省及び当庁との協議により、従前のとおりとすることとしたので適切に対応されたい。

なお、猟銃用火薬類無許可譲受票の取扱いについては、環境省自然環境局野生生物課長から各都道府県鳥獣行政担当部（局）長及び各地方環境事務所長宛て、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から各都道府県知事宛てに、それぞれ別添のとおり通知されているので参考とされたい。

